

長野県上伊那広域水道用水企業団の休日を定める条例

〔平成9年10月24日〕  
条例第1号

(企業団の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「企業団」という。）の休日とし、企業団の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(期限の特例)

第2条 企業団の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規程で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが企業団の休日に当たるときは、企業団の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規程に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。